

審査票		市内	市外	コード	種目変更 有(工/測)・無	1次審査	2次審査
申請者 ※会社名等(商号, 屋号又は名称)を記入		資格	工	主たる種目	従たる種目 ※2種目登録できる場合のみ記入	変更前種目	変更後種目
					測		
書類 番号	書類名	注意点等		提出時 確認	審査	不備の内容等	
1	申請書 +「到達確認画面」	・どちらもシステム上で印刷する。 ・申請書は両面印刷を。					
2	審査票(この用紙)	・1申請者につき1枚。 ・提出時確認を完了し, 封筒に入れる。					
3	印鑑証明書	・【原本】で発行日がR4.3.18以降。					
4	「使用印鑑届」又は「委任状兼使用印鑑届」	・受任者を設定する場合は後者。					
5	誓約書	・様式はHPからダウンロード。ファイルはシステムに添付し, 印刷した紙用紙を郵送提出。(複数ページでも片面印刷) ・(書類9)に記載の役員・監査役, 受任者等を全て入力。					
6	調査同意書(京都市税)	・様式はHPからダウンロード。ファイルはシステムに添付し, 印刷した紙用紙を郵送提出。(複数ページでも片面印刷) ・「納税者コード」又は「管理番号」を入力。課税「無」の場合は所得証明書を添付。					
7	調査同意書(水道料金・下水道使用料)	・様式はHPからダウンロード。ファイルはシステムに添付し, 印刷した紙用紙を郵送提出。(複数ページでも片面印刷) ・「使用者名義」欄にチェック, 「使用者コード」欄等を入力。					
9	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	・【原本】で発行日がR4.3.18以降。					
10	納税証明書(国税等)	・【原本】で発行日がR4.3.18以降。					
11	未納税金目録等(国税等)	・国税でコロナ特例利用者のみ。 ・「換価の猶予」は対象外。					
12	許可通知書/納税証明書(市税)	・市税でコロナ特例利用者のみ。 ・「換価の猶予」は対象外。					
13	所得証明書	・【原本】で, 個人事業主の該当者のみ。 ・「〇年〇月〇日現在, 課税されていません」と記載のあるものは提出不可。					
14	確定申告書及び収支内訳書	・物品の個人事業主のみ。					
工 事 ※「工事」の資格を申請しない者は15~19記入不要							
15	建設業許可証明書又は通知書	・登録種目に対応する許可。 ・許可日がR29.6.18以降(R4.6.17時点有効)					
16	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	・審査基準日R2.11.18以降, 通知日R4.6.17以前で, 登録種目のP点が必要。 ・社会保険欄「無」は, 別途証明書を添付					
17	技術職員名簿	書類16の申請時に添付したもの。 ・必要事項について加筆等あり。(手引P27)					
18	技術者経歴書	【原則として小修繕種目登録者のみ】 ・両面印刷。指定様式の項目が揃っている。					
19	法人化以前の営業確認	・直近1年間で法人化等により同一人格として営業継続性が証明できない場合等。					
	定款・組合員名簿・官公需適格組合証明書等	・組合のみ提出。					
	京都市指定給水装置工事事業者	【管工事種目登録者のみ】 ・交付日がR4.6.17以前で, 有効期限がR4.6.17以降					
	京都市指定下水道工事事業者	【管工事種目登録者のみ】 ・交付日がR4.6.17以前で, 有効期限がR4.6.17以降					
測 量 ・ 設 計 等 ※「測量・設計等」の資格を申請しない者は20~25記入不要							
20	登録証明書	・R3.6.16以前登録で, R4.6.17現在有効					
21	技術者経歴書(測量・設計等)	・両面印刷。指定様式の項目が揃っている。					
22	現況報告書等	測・量, 土木設計, 地質調査, 補償コンサルタント登録申請者					
23	財務諸表等	・補償コンサルタント以外の補償・調査その他, 建築設計, 設備設計登録申請者					
24	技術者の資格証明書等	(書類21)記載の技術者のうち, (書類22)で確認できない者の資格と雇用証明を添付している。					
25	定款・組合員名簿・官公需適格組合証明書等	組合のみ					